

教職員等の働き方改革について(小・中・特支学校)

こども教育課

令和4年度「働き方改革推進プラン」基本方針(県)

県・各市町村教育委員会がそれぞれの方針に基づき主体的に取組を推進するとともに、県が市町村教育委員会の取組を支援することにより、全県の公立学校において時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内を目指す。

1 時間外勤務時間の実態

- ・ 学校間差が大きい。小規模校に比べ大規模校の時間外勤務時間が長い。(表1)
- ・ 校種間差が大きい。小学校に比べ中学校の時間外勤務時間が長い。(表2)

表1: R4年度60時間超教職員数/月(平均)

表2: 60時間超教職員の割合/月(平均)

学校規模	60時間超の教職員数
小規模校1校あたり月平均	0.2人
大規模校1校あたり月平均	6.1人

校種	R3年度	R4年度
小学校	22.9%	22.3%
中学校	35.5%	39.5%

*小規模校は児童生徒数60人以下(7か校)、大規模校は児童生徒数170人以上(7か校)

*R4年度は1月まで

2 考えられる多忙化・多忙感の要因

- ・ 生徒指導(いじめ、不登校、問題行動対応)
- ・ 保護者対応(勤務時間外の保護者との連絡、面談)
- ・ 部活動指導
- ・ 病気休暇等を取得した教職員の代替教職員不足、校務分掌の他教職員による分担

3 時間外勤務時間削減及び多忙感削減の方策

(1) 市教育委員会事務局の方策

- ・ 若手教職員研修の実施(職員同士の情報交換、心のゆとり創出)
- ・ 健康観察アプリの導入(児童生徒の健康観察業務の削減)
- ・ ICT機器の整備(大型提示装置、iPad)と校務支援システムの導入
- ・ 保護者、地域への啓発活動による理解醸成……………<資料1-1参照>
- ・ 電話対応時間(午前7時50分から始業時刻までと終業時刻から午後5時30分まで)について保護者へ周知文書を発出
- ・ 休日の中学校部活動の段階的な地域移行の推進……………<資料1-2参照>
- ・ 夏季休業中の在宅勤務の導入及び学校無人化期間の設定
- ・ いじめ・不登校問題の未然防止、早期解決に向けた支援
- ・ マンパワーの拡充(教育補助員、SSW、ICT支援員等)
- ・ 各校の勤務実態の把握と各校への指導、好事例の紹介

(2) 学校の取組事例

- ・ 校時表の見直し(始業時刻を早くする、平日の週2日部活動なし)
- ・ 業務のICT化(会議資料等のデータ配信、webアンケートの導入、校務支援システムの活用)
- ・ 会議、学校行事の精選(運動会や文化祭を半日日程にする)
- ・ 通知表配付回数や記述欄記入回数の削減
- ・ 職員のやりがい、充実感に焦点を当てた取組の工夫(特に若手職員)

令和4年7月 日

保護者、地域の皆様

糸魚川市教育委員会事務局
こども教育課長

学校職員の業務改善についてのお願い

日頃より、市内各学校の教育活動に対して、ご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

学校では、新型コロナウイルス感染防止や子どもに対するきめ細やかな指導支援など、様々な課題の解決に向けて、日々、努力を続けているところです。学校職員の業務の中心は、子どもと向き合い、授業改善や学級づくりに取り組むことです。

しかしながら、教育委員会で把握する学校職員の超過勤務は、依然深刻な状況にあり、職員の多忙化は解消されていません。

そこで、職員が本来の業務にゆとりをもって専念できるように、保護者や地域の皆様よりご理解いただきながら、以下の通り学校職員の業務改善を進めて参ります。

記

1 業務改善にかかわる方針

- ・学校が創意工夫をし、業務の精選、簡素化、効率化を図り、ゆとりをもって子どもと向き合える時間を確保する。
- ・学校運営協議会、PTAなど、学校が保護者、地域住民と共通理解を図り、役割分担をしながら業務を見直す。

2 業務改善を進める視点

- (1) 学校の行事の見直し、部活動にかかる負担の軽減
- (2) 学校運営、教育活動（部活動を含む）への外部「人財」、ボランティアの活用
- (3) 学校内外の会議、諸会合の回数等の見直し及び時間短縮、参加職員の精選
- (4) 職員の心身の健康の保持増進を図るため、計画的な休暇取得の促進
- (5) 長期休業中を中心にした、時差出勤及び在宅勤務の導入

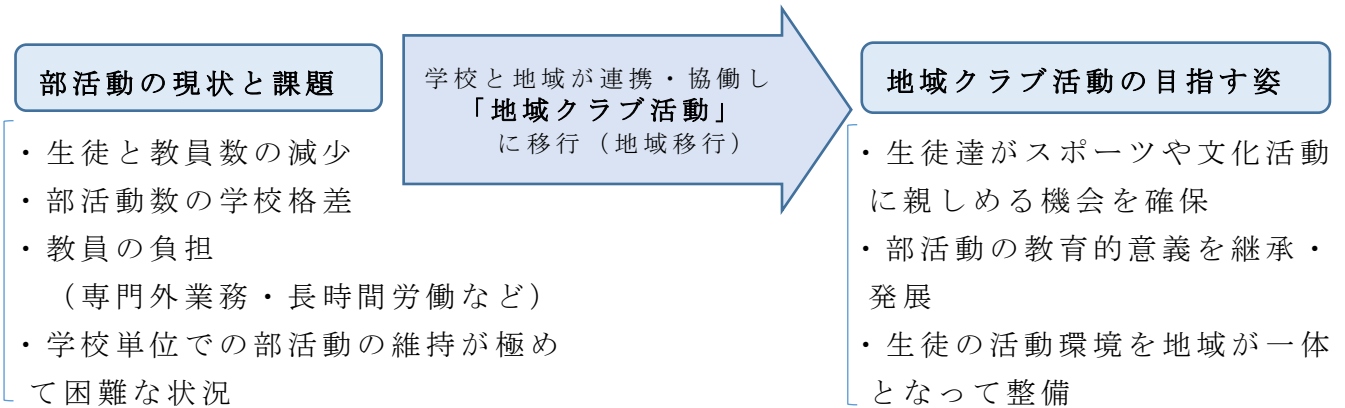
3 その他

- ・本年度、夏季休業中において、他の時期より業務が少なくなる8月10日（水）～16日（火）の祝日、土日曜日を含む7日間を「学校閉庁日」として、日直などの職員を学校に置かない日とします。学校からは、緊急時の連絡方法が示されますので、ご確認ください。
- ・本件に係るお問い合わせは、糸魚川市教育委員会事務局 こども教育課へお願いいたします。（電話代）025-552-1511）

休日の中学校部活動の段階的な地域移行の取組について

1 国の動向

- ・令和2年9月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(文部科学省)
- ・令和4年6月 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言(スポーツ庁)
- ・令和4年8月 「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言(文化庁)
- ・令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁・文化庁)



2 糸魚川市の地域移行に向けた取組

(1) 取組の方向性

- 令和8年度を目標とし、休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する。
- 休日の部活動の地域移行に向け、生徒の活動機会の確保を図り、地域スポーツ・文化団体との連携体制づくりを進める。

(2) 地域移行に向けた課題

指導者の確保、受益者負担の問題、活動環境の整備(場所と移動手段)

(3) 地域移行に向けた取組

- 地域移行に向けた準備段階として関係団体との意見交換を開始。
- 生徒、保護者、関係団体及び市民に向けた説明と取組の周知を進める。

(4) 年次スケジュール

項目	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
部活動指導員の配置	R4年度から開始				
準備会議 検討委員会 推進委員会	R4準備会議	R5~R7検討委員会		R8~推進委員会	
休日の部活動の地域移行		≪R5~R7 休日の段階的な地域移行≫			≪本格実施≫
地域クラブ活動運営組織				R7運営組織体制スタート	